

令和6年 第7回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和6年7月26日(金) 午後2時00分～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

塩谷委員、村岡委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

(1) 教育総務課事業について

(2) 社会教育課事業について

(3) 図書館事業について

(4) 令和6年度鳥取県中学校総合体育大会の結果について

(5) 令和6年度前期三朝町教育委員会学校訪問報告について

(6) 令和6年度教育委員視察研修日程について

5 議 事

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

議案第33号 三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和6年8月 日() : ～ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【7月】			
7月2日 (火)	9:00-	校長会	
	14:00-	21世紀を生き抜く中学生講演会	岩田稔氏
7月4日 (木)	～5日	全国町村教育長会常任理事会	東京
7月10日 (水)	14:00-	鳥取県市町村教育委員会研究協議会	セントパレス倉吉
7月18日 (木)	～19日	鳥取県町村教育長会総会	
7月19日 (金)		中学校1学期終業式	夏季休業～8/25
7月20日 (土)	～23日	中学校県総体	
7月23日 (火)		小学校1学期終業式	夏季休業～8/27
7月24日 (水)		三朝町7月臨時議会	
7月25日 (木)		東伯郡小学校水泳大会	
	15:15-	中部市町教育委員会事務局次課長会	琴浦町
7月26日 (金)	14:00-	教育委員会定例会	
7月28日 (日)		キュリー祭イベント～音泉笑夜～	キュリー広場
【8月】			
8月1日 (木)	～9日	中学生学力アップ講座「夏チャレ」	中学校24名
8月4日 (日)	10:00-	キュリー祭式典	文化ホール
		中学校吹奏楽コンクール県大会	
8月9日 (金)	9:00-	小中学校初任者校外研修	文化ホール
8月13日 (火)	～15日	小中学校閉庁日	
8月18日 (日)		中学校県合唱コンクール	米子市公会堂
8月19日 (月)	9:20-	教育委員視察研修	フリースクールS
8月21日 (水)		新任教職員町内研修・教職員研修	町内一円
8月22日 (木)	～23日	中国5県教育長会研究大会	岡山県和気町
	15:30-	第1回町就学指導連絡会	
8月24日 (土)	～25日	県スポレク祭水泳大会	東山
8月26日 (月)		中学校2学期始業式	
8月28日 (水)		小学校2学期始業式	
	～30日	ふれあい運動	小中学校

- ・各地区運動会 9月1日
- ・町議会総務教育常任委員会協議会 9月4日～5日
- ・中学校運動会 9月7日
- ・三朝町9月定例議会 9月9日～9月24日
- ・三朝小学校竣工記念式 9月21日
- ・〃 内覧会 9月22日～9月23日
- ・中部地区中学校新人大会 9月27日～9月29日
- ・東伯郡小学校陸上競技大会 9月29日

報告事項（２）

【社会教育課】 令和6年7月～8月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
7月 3日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市	
7月 4日	木	9:00	社会を明るくする運動啓発パレード・事業所訪問	町内	
7月 9日	火	13:30	第2回県人権尊重研究集会実行委員会	倉吉市役所	
		19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
7月12日	金	13:00	第2回学校運営協議会	中学校	
		13:00	第51回全史協中国地区協議会大会	島根県雲南市	
～15日	月		第70回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭	町内ほか	16競技 約350名
7月20日	土	9:00	みささ青空体験塾(座禅体験&伝統芸能)	町内	55名
		10:00	古代まつり in 中部	未来中心	130名
7月26日	金	10:00	三朝大学(支え愛マップを考えよう)	文化ホール	講師：県社協職員
7月27日	土	10:00	第1回人権教育講座(同和問題)	文化ホール	
7月28日	日	20:00	見守り活動(キュリー祭)	三朝温泉街	
7月30日	火	14:00	第2回中部地区人権教育懇談会	湯梨浜町	はごろも苑

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
8月 2日	金	9:00	第49回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会	未来中心	
8月 6日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
8月 7日 ～ 9日	水 金		三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	京都府城陽市	21名
8月17日	土	9:00	みささ青空体験塾	大山乳業ほか	
8月21日	水	10:00	三朝大学(ねりんピックがやってくる)	文化ホール	福祉課
8月31日	土	15:00	第2回人権教育講座(災害)	文化ホール	

◇9/ 6(金) 第3回人権教育講座（文化ホール）

◇9/14(土) 中部スポ少バレーボール交流大会（北条体育館ほか）

◇9/18(水) 三朝大学（三朝町の歴史）

◇9/19(木) 学校運営協議会研修会

報告事項(3)

【図書館】令和6年7月～8月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【7月】			
7月 3日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	参加親子36名
7月 9日 (火) 13:30-	【企画講座】	ルーラル電子図書館を活用した「野菜づくり講座」 (秋冬野菜編)	参加者18名
	【定期取組】	5歳児健診(読み聞かせ・絵本の展示)	参加親子8組
7月12日 (金) 15:00-	【研修会議】	第1回鳥取県公共図書館協議会	県立図書館
7月13日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者11名
7月16日 (火) 11:45-	【研修会議】	町学校図書館担当者会	小学校
- 9/1	【特別企画】	夏休み企画「サイコロとしゃかんくじ」	中学生以下対象
7月18日 (木) 10:00-	【研修会議】	第6回鳥取県図書館大会実行委員会	倉吉交流プラザ
7月21日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	参加親子12名
7月24日 (水) 16:00-	【定期取組】	西学童読み聞かせ	小学校
7月25日 (木)		休館日(資料整理日)	
7月26日 (金) - 8/28	【企画展示】	原爆・戦争 パネル展示	
7月27日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者 名
7月30日 (火)	【定期取組】	3歳児健診(絵本の展示)	参加親子 組
7月31日 (水)	【研修会議】	第29回鳥取県図書館大会	未来中心ほか

【学校への貸出】

(小学校)

計 冊

(中学校)

計 冊

日 時	内 容		備 考
【8月】			
8月 2日 (金) 13:30-	【定期取組】	東学童 読み聞かせ&工作教室	三徳センター
8月 7日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
8月10日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
8月18日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
8月20日 (火) 11:45-	【研修会議】	町学校図書館担当者会	小学校
8月24日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
8月27日 (火)	【定期取組】	ブックスタート(5～7か月健診)	文化ホール
8月28日 (水) 16:00-	【定期取組】	西学童読み聞かせ	小学校
8月29日 (木)		休館日(資料整理日)	
8月30日 (金) - 9/15	【企画展示】	睡眠とれていますか？心の健康パネル展示	企画健康課

三朝町教育委員会 様

三朝町立三朝中学校長

令和6年度 鳥取県中学校総合体育大会の結果について(報告)

標記の件については下記のとおりです。よろしくお願いします。

記

- 1. 期 日 令和6年7月13日(土)～23日(火)
- 2. 試合結果

種目	試合結果	
軟式野球	【倉吉西中・三朝合同チーム】 1回戦 対 鳥取北中 8－1（6回コールド）勝ち 準々決勝 対 加茂中 3－2 勝ち 準決勝 対 岩美中 6－5 勝ち 決勝 対 大栄・北条中 3－2 勝ち 中国大会出場	
ソフトテニス	[団体] 1回戦 対 湊山中 1－2 負け	[個人] 1回戦敗退 百本・御船ペア 2回戦敗退 山根・小野ペア
サッカー	1回戦 対 後藤ヶ丘中 0－1 負け	
卓球	男子シングルス 2年生 寺坂迅	2回戦敗退
	男子シングルス 2年生 能見知宏	1回戦敗退
	男子シングルス 3年生 鈴木一平	1回戦敗退
	女子シングルス 1年生 入江 彩	準々決勝進出（第6位） 中国大会出場
水泳競技	2年生 女子100M自由形 第5位入賞 藤村咲花	
	3年生 男子50M自由形 第8位入賞 藤村海輝 男子100M自由形 第4位入賞	
陸上競技	男子100m 第5位 3年 川北煌晟 男子3000m 第8位 3年 北岡瑛人 男子走幅跳 第1位 3年 川北煌晟（中国大会出場） 女子走幅跳 第5位 1年 竹部颯華 女子低学年4×100mリレー 第7位入賞 1年 塚田千耶 1年 竹部颯華 2年 岡本彩那 2年 仁熊侑奈	

報告事項(6)

令和6年度 教育委員視察研修日程について

- 1 日時 令和6年8月19日(月)
- 2 場所 フリースクール・S
(鳥取県東伯郡北栄町由良宿 818-8)
- 3 日程 9:20 三朝町役場 発
10:00 フリースクール・S 着
見学・説明等
11:30 フリースクール・S 発
12:00頃 三朝町役場 着
- 4 参加者
【三朝町教育委員会委員】
塩谷俊樹委員、加藤るみこ委員(欠席)村岡麻梨委員、松浦靖明委員
【事務局】
西田寛司教育長、角田正紀教育総務課長、吉竹智佳代指導主事
- 5 その他
・今年度、大洗町への視察研修を予定しておりますが、県内の学校関係施設の視察研修先として、昨年度の候補に挙がっていた「スリースクール・S」に依頼しました。

三朝町教育委員会視察研修 質問事項（事前送付）

【スクール・Sについて】

- スクール・S開校の経緯と方針
- スクール・Sへ通う児童生徒数の変遷
- 生活時程
- 進路選択について

※学校法人 中央高等学園専修学校についての説明もお願いします。

- 教職員の指導・支援のあり方について
- 児童生徒の困り感や悩みに対する相談体制
- 学校との連携について
- 地域との連携について

【児童生徒・保護者について】

- スクール・Sに通いはじめの頃とその後の変容について
- 保護者との連携について
- 児童生徒の学校復帰の状況

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

次のとおり工事請負契約の締結についての議決の一部変更をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、本委員会の承認を求める。

令和 6 年 7 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5） 教育予算その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に関すること。

（11） 1 件 500 万円以上の工事の計画を策定すること。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

別紙（議案第 32 号関係）

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町立三朝小学校新築工事（教室棟、管理棟・昇降口棟及び衛生設備））

次のとおり工事請負契約の締結についての議決の一部変更をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 6 号及び、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 7 月 24 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙議案のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

六 第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5） 教育予算その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に関すること。

（11） 1 件 500 万円以上の工事の計画を策定すること。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

別紙（議案第32号関係）

議案第45号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町立三朝小学校新築工事（教室棟））

次のとおり三朝町立三朝小学校新築工事（教室棟）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和4年9月29日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年7月24日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 4 契約金額中「1,124,200,000円」を「1,179,244,000円」に改める。

別紙（議案第32号関係）

議案第46号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町立三朝小学校新築
工事（管理棟・昇降口棟））

次のとおり三朝町立三朝小学校新築工事（管理棟・昇降口棟）に係る工事請負契約の締結
についての議決（令和4年9月29日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年7月24日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 4 契約金額中「719,400,000円」を「751,865,400円」に改める。

別紙（議案第32号関係）

議案第47号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町立三朝小学校新築工事（衛生設備））

次のとおり三朝町立三朝小学校新築工事（衛生設備）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和4年9月29日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年7月24日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 4 契約金額中「125,950,000円」を「129,529,400円」に改める。

議案第 33 号

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

教育長に委任せず、教育委員会に諮る事項については、議会の議決を経るべき事件とするため、教育財産の取得及び工事の計画について、議会の議決を経るべき事件でない事項を削除する改正を行う。

【改正の概要】

「1 件 300 万円以上の教育財産の取得を申し出ること」及び、「1 件 500 万円以上の工事の計画を策定すること」の 2 つの事項を削除する。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委任事項） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1）～（9） 略 <u>（10） 略</u> <u>（11） 略</u>	（委任事項） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1）～（9） 略 <u>（10） 1件300万円以上の教育財産の取得を申し出ること。</u> <u>（11） 1件500万円以上の工事の計画を策定すること。</u> <u>（12） 略</u> <u>（13） 略</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、三朝町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平27教委規則1・一部改正)

(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (3) 学校その他の教育機関の名称を変更すること。
- (4) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更を申し出ること。
- (5) 教育予算その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に関すること。
- (6) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。
- (8) 県費負担教職員の任免その他の進退に関し内申すること。
- (9) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (10) 1件300万円以上の教育財産の取得を申し出ること。
- (11) 1件500万円以上の工事の計画を策定すること。
- (12) 通学区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (13) 教育委員会の権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理及び執行状況の点検及び評価に関すること。

(令3教委規則3・一部改正)

(専決処分)

第3条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

(令3教委規則3・追加)

(特例)

第4条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に諮らなければならない。

(令3教委規則3・旧第3条繰下・一部改正)

(委員会の会議への報告)

第5条 教育長は、第2条の規定により教育長に委任した事務で重要な事項について、次の教育委員会の会議でこれを報告しなければならない。

(平27教委規則1・追加、令3教委規則3・旧第4条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

(三朝町教育長に対する事務委任規則の廃止)

2 三朝町教育長に対する事務委任規則(昭和31年三朝町教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則(平成20年教委規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現在に職する教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)については、その教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日)までの間、第1条の規定による改正後の三朝町教育委員会公告式規則(第1条の規定を除く。)、第2条の規定による改正後の三朝町教育委員会会議規則、第3条の規定による改正後の三朝町教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正後の三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則(第1条の規定を除く。)、第5条の規定による改正後の三朝町教育委員会公印規則及び第6条の規定による改正後の三朝町教育委員会事務局組織規則(第1条の規定を除く。)の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合においては、第1条の規定による改正前の三朝町教育委員会公告式規則(第1条の規定を除く。)、第2条の規定による改正前の三朝町教育委員会会議規則、第3条の規定による改正前の三朝町教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正前の三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則(第1条の規定を除く。)、第5条の規定による改正前の三朝町教育委員会公印規則三朝町教育委員会公告式規則及び第6条の規定による改正前の三朝町教育委員会教育長事務局組織規則(第1条の規定を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和3年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。